

産業廃棄物収集運搬業			許可品目																						
都道府県 ・政令市	許可番号	許可年月日 有効期限	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラ	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残渣	ゴムくず	金属くず	陶磁器くず ガラス・ 磁器くず	コンクリート くず	鉱さい	がれき類	石綿含有物	動物ふん尿	動物の死体	ばいじん	13号廃棄物	動物系 不要物 形状	
佐賀県	普	R3.5.14 R10.5.13	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	
	特	R3.5.14 R10.5.13	○	○	○	○	○												○	○		○			
福岡県	普	R1.8.11 R6.8.10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		
	特	R1.8.11 R6.8.10	○	○	○	○	○												○	○		○			
長崎県	普	R1.7.13 R6.7.12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		
	特	R1.7.13 R6.7.12	○	○	○	○	○												○	○		○			
熊本県	普	H29.5.8 R4.5.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		
	特	R2.11.25 R7.11.13	○	○	○	○	○												○	○		○			
山口県	普	H30.11.15 R5.11.14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		
	特	H30.11.15 R5.11.14	○	○	○	○	○												○	○		○			
産業廃棄物処分業			許可品目																						
普通	佐賀県	R3.5.14 R10.5.13		○					○	○	○			○	○	○			○	○					

産業廃棄物処分業許可証

住 所 佐賀県唐津市宇木435番地1
氏 名 株式会社ナラタ
代表取締役 羽根 信夫

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 令和3年(2021年)5月14日
許可の有効年月日 令和10年(2028年)5月13日

1. 事業の範囲

中間処理業	産業廃棄物の種類
破 碎	紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず及びがれき類並びに廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。） 以上8種類（水銀使用製品産業廃棄物（水銀回収が義務付けられているものを除く。）を含む）
圧縮・梱包	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず及び金属くず 以上6種類
固 化	汚泥（無機性汚泥に限る。）以上1種類

最終処分業	産業廃棄物の種類
安定型	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず及びがれき類 以上5種類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類の種類	破砕施設(固定式及び移動式) (3号機)	破砕施設
産業廃棄物の種類	がれき類	紙くず、木くず、繊維くず、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず
設置場所	唐津市宇木字栗崎857番、859番1	唐津市宇木字栗崎857番、859番1
設置年月日	平成13年1月18日	平成12年12月29日
処理能力	112m ³ /日(8時間)	11t/日(8時間)
許可年月日	平成13年2月1日(みなし)	平成13年2月1日(みなし)

施設の種類	破砕施設	破砕施設(固定式及び移動式)
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず(廃石膏ボードを除く。)	廃プラスチック類、木くず及び繊維くず
設置場所	唐津市宇木字栗崎857番、 字釜太郎950番21	杵島郡白石町大字牛屋字東松 3734番11
設置年月日	平成13年9月20日	平成23年1月6日
処理能力	3.2t/日(8時間)	廃プラスチック類 0.84t/日(8時間) 木くず 4.5t/日(8時間) 繊維くず 0.99t/日(8時間)

施設の種類	破砕施設(固定式)	破砕施設(固定式)
産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず (廃石膏ボードに限る。)	廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず(廃蛍光管に限る。)
設置場所	杵島郡白石町大字牛屋字東松3734番11	
設置年月日	平成23年1月14日	平成24年11月15日
処理能力	4.8t/日(8時間)	1.9t(8,640本)/日(8時間)

施設の種類	固化施設(固定式及び移動式)	破砕施設(固定式及び移動式)
産業廃棄物の種類	汚泥(無機性汚泥に限る。)	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず(廃石膏ボードを除く。)&及びがれき類
設置場所	杵島郡白石町大字牛屋字東松3734番11	
設置年月日	平成24年6月1日	平成23年10月5日
処理能力	512m ³ /日(8時間)	禁複写 廃プラスチック類 3.8t/日(8時間) 紙くず 9.4t/日(8時間) 繊維くず 5.5t/日(8時間) ゴムくず 1.4t/日(8時間) 金属くず 3.1t/日(8時間) ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず 2.7t/日(8時間) がれき類 4.0t/日(8時間)

施設の種類	破砕施設(固定式及び移動式)	圧縮・梱包施設(固定式)
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず(廃石膏ボードを除く。)&及びがれき類	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず及び金属くず
設置場所	佐賀市兵庫町大字西淵字一本柳 1680番2	杵島郡白石町大字牛屋字東松 3734番11
設置年月日	平成27年4月10日	平成28年8月12日
処理能力	廃プラスチック類 3.8t/日(8時間) 紙くず 9.4t/日(8時間) 木くず 3.6t/日(8時間) 繊維くず 5.5t/日(8時間) ゴムくず 1.4t/日(8時間) 金属くず 3.1t/日(8時間) ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず 2.7t/日(8時間) がれき類 4.0t/日(8時間)	廃プラスチック類 87t/日(8時間) 紙くず 43t/日(8時間) 木くず 112t/日(8時間) 繊維くず 51t/日(8時間) ゴムくず 127t/日(8時間) 金属くず 116t/日(8時間)

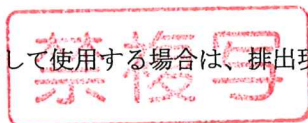
(次葉へ)

施設の種類	破砕施設(固定式)
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず及び金属くず
設置場所	杵島郡白石町大字牛屋字東松 3734番11
設置年月日	平成29年8月25日
処理能力	廃プラスチック類 4.6t/日(8時間) 紙くず 4.6t/日(8時間) 木くず 4.8t/日(8時間) 繊維くず 2.2t/日(8時間) ゴムくず 4.2t/日(8時間) 金属くず 9.4t/日(8時間)

施設の種類	安定型最終処分場
産業廃棄物の種類	1. の最終処分業(安定型)にある産業廃棄物の種類全て
設置場所	唐津市枝去木字捨梶92番、94番3、94番4、94番11、94番15、94番17、94番18、95番1、97番、98番1、98番2、98番3、99番、101番及び102番
設置年月日	平成23年10月31日
処理能力	面積: 29,001m ² 、容量: 419,115m ³
許可年月日	令和2年3月19日(変更許可)
許可番号	佐賀県指令元循環第16号

3. 許可の条件

県内で破砕施設又は固化施設を移動して使用する場合は、排出現場の敷地内に限る。 以下余白



4. 許可の更新又は変更の状況

令和3年5月14日 更新許可(優良基準適合) 以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有

許可の状況

(産業廃棄物処分業)

氏 名	株式会社ナラタ	許可番号	04145060319
住 所	佐賀県唐津市宇木435番地1	電話番号	0955-77-1795
事務所の所在地	同 上	電話番号	同 上
許 可 内 容 等			
許可等の種類	年 月 日	許 可 番 号	許 可 等 の 内 容
新規許可 変更届 変更許可	平成11年 5月14日 平成13年 1月19日 平成13年 3月29日	4125060319	中間処理業（焼却、破碎） 破碎施設の追加 破碎の産業廃棄物の種類（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず）及び 破碎施設の追加
変更届	平成13年 9月20日		破碎施設（3.2t）の追加、破碎施設（11.04t）の産業廃棄物の種類（廃プラスチック類）の廃止
変更届 変更届 変更届	平成13年12月10日 平成14年12月 1日 平成16年 4月28日		保管場所（佐賀市）の上限、高さの変更 焼却施設（1-1号、1-2号）の休止 焼却施設（1-1号、1-2号）の廃止 破碎施設移動式1号機の廃止 役員の変更
更新許可 変更許可	平成16年 5月14日 平成17年 6月30日		中間処理業（切断）（洗浄・分離）及び 産業廃棄物の種類（燃え殻、汚泥及びばいじん）の追加
変更許可	平成17年 9月13日	4145060319	最終処分業（安定型）及び産業廃棄物の種類（ゴムくず及びがれき類並びに廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。））の追加
変更許可 更新許可 変更届 変更届	平成20年 9月16日 平成21年 5月14日 平成23年 1月14日 平成23年10月 5日	04145060319	中間処理業（破碎・切断）の追加 破碎施設及び保管場所の追加 破碎施設（（株）御池鐵工所MHM-30型）の追加
変更届	平成23年11月 8日		安定型最終処分場（佐賀県指令7廃第16号（変更許可））の廃止及び安定型最終処分場（佐賀県指令22循環第22号）の追加
変更許可	平成24年 8月 1日		中間処理業（圧縮・梱包、固化）の追加及び産業廃棄物の種類（ゴムくず、汚泥（無機性汚泥に限る。）（石綿含有産業廃棄物を除く。））の追加
変更届 変更届	平成24年11月 1日 平成25年 1月24日		代表者の変更 破碎施設（平成24年11月15日設置）の追加
変更届 変更届	平成25年10月22日 平成26年 5月 2日		中間処理業（破碎・切断）の廃止 破碎施設（処理能力3.2t/日）に係る付属設備の廃止及び白石事業場の産業廃棄物（木くず）に係る保管容量の変更
更新許可	平成26年 5月14日		優良基準適合

禁複写

(裏面へ)

許可等の種類	年 月 日	許 可 番 号	許 可 等 の 内 容
変更届	平成26年11月 7日		破碎施設（処理能力3.2t/日）の事業場内設置場所の変更及び産業廃棄物の保管場所の変更
変更届	平成27年 4月14日		佐賀事業場及び破碎施設（（株）御池鐵工所 MHM-30型）の追加並びに産業廃棄物の保管場所の追加
変更届	平成28年 8月12日		白石事業場における産業廃棄物保管場所の変更及び施設設置位置の変更（圧縮・梱包施設（YND1019型）、廃石膏ボードの破碎施設（GC-060H型）、廃プラスチック類等の破碎施設（MHM-30型）及び廃蛍光管の破碎施設（RJC2型））
変更許可	平成28年 8月31日		中間処理業（圧縮・梱包）における産業廃棄物の種類（木くず）の追加及び圧縮梱包施設（平成28年8月12日設置）の追加
変更届	平成29年 9月 6日		白石事業場における破碎施設（NC-37S型）（平成29年8月25日設置）の追加及び圧縮・梱包施設（YND1019型）の廃止。
変更届	平成29年10月 4日		中間処理業（破碎）における水銀使用製品産業廃棄物に係る産業廃棄物の種類の記載の変更。
変更許可	平成29年11月30日		中間処理業（圧縮・梱包）における産業廃棄物の種類（ゴムくず）の追加。
変更届 変更届	令和 元年 7月26日 令和 2年10月 9日		代表者の変更 安定型最終処分場の処理能力の変更（面積 9,095㎡→29,001㎡、容量 99,303㎥→419,115㎥）

禁複写

※ この許可について不服がある場合は、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対し審査請求をすることができます。

※ 更新をする場合は、「許可の有効年月日」までに、許可申請を循環型社会推進課で行ってください。

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 佐賀県唐津市宇木435番地1
氏 名 株式会社ナラタ
代表取締役 羽根 信夫



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 令和 3年（2021年）5月14日
許可の有効年月日 令和10年（2028年）5月13日

1. 事業の範囲

収集運搬業（積替え・保管行為を含む）

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、
鋳さい、がれき類、ばいじん及び第13号廃棄物並びに廃プラスチック類、金属くず及びガラスく
ず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）

以上17種類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を除
く。）

積替え・保管を行う産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず及びがれき類並びに廃プラ
スチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）

以上12種類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所 在 地	佐賀県佐賀市兵庫町大字西淵字一本柳1680番2				
産業廃棄物の種類	面 積	保管上限	高 さ	備 考	
廃プラスチック類	87㎡	133㎡	2.0m	コンクリート床（屋外）	
金属くず	71㎡	68㎡	2.0m	コンクリート床（屋外）	
木くず	37㎡	31㎡	1.0m	コンクリート床（屋外）	
廃プラスチック類、金属くず、ガラ スくず・コンクリートくず、陶磁器 くず（廃石膏ボードを除く。）、 がれき類	91㎡	95㎡	2.0m	コンクリート床（屋外）	
廃プラスチック類、紙くず、木くず 、金属くず、ガラスくず・コンクリ ートくず、陶磁器くず（廃石膏ボー ドを除く。）、がれき類	90㎡	114㎡	2.0m	コンクリート床（屋外）	
廃プラスチック類、繊維くず	14㎡	15㎡	1.4m	鉄製コンテナ（屋外）	

（裏面へ）

石綿含有産業廃棄物	7.4m ²	7.7m ³	1.4m	鉄製コンテナ（屋外）
紙くず	23m ²	64m ³	3.7m	コンクリート床（屋内）
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）	24m ²	66m ³	3.7m	コンクリート床（屋内）
廃油	2.0m ²	0.30m ³	0.89	ドラム缶（屋内）
水銀使用製品産業廃棄物	4.5m ²	5.9m ³	1.3m	フレコンバック（屋外）

所 在 地 佐賀県唐津市宇木字栗崎855番、856番2、857番、859番1、字釜田郎950番21、950番24、950番25、950番26、950番34

産業廃棄物の種類	面 積	保管上限	高 さ	備 考
木くず	48m ²	64m ³	2.0m	コンクリート床（屋外）
金属くず	53m ²	30m ³	1.7m	コンクリート床（屋外）
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず	46m ²	52m ³	1.5m	コンクリート床（屋外）
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）、がれき類	146m ²	127m ³	2.4m	コンクリート床（屋外）
廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）、がれき類	150m ²	103m ³	1.5m	再生クラッシュラン土間（屋外）
汚泥	27m ²	15m ³	1.4m	鉄製コンテナ（屋外）
廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）、がれき類	31m ²	49m ³	2.3m	鉄製コンテナ（屋外）
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）、がれき類	67m ²	61m ³	1.4m	鉄製コンテナ（屋外）
石綿含有産業廃棄物	8.4m ²	7.7m ³	1.4m	鉄製コンテナ（屋外）
紙くず、木くず、繊維くず	69m ²	106m ³	2.3m	鉄製コンテナ、フレコンバック（屋外）
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）、がれき類	34m ²	44m ³	2.3m	鉄製コンテナ、フレコンバック（屋外）
廃油	0.25m ²	0.20m ³	0.89m	ドラム缶（屋外）
廃酸	0.25m ²	0.20m ³	0.89m	ドラム缶（屋外）
廃アルカリ	0.25m ²	0.20m ³	0.89m	ドラム缶（屋外）
紙くず	26m ²	35m ³	2.0m	コンクリート床（屋内）
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）	28m ²	38m ³	2.0m	コンクリート床（屋内）
水銀使用製品産業廃棄物	7.4m ²	5.9m ³	1.3m	鉄製コンテナ、フレコンバック（屋外）

（次葉へ）

所 在 地 佐賀県杵島郡白石町大字牛屋字東松3734番11				
産業廃棄物の種類	面 積	保管上限	高 さ	備 考
木くず	180㎡	198㎡	3.0m	コンクリート床（屋外）
金属くず	30㎡	12㎡	1.2m	コンクリート床（屋外）
廃プラスチック類、紙くず、木くず、 繊維くず、ゴムくず、金属くず、 ガラスくず・コンクリートくず・陶 磁器くず（廃石膏ボードを除く。） 、がれき類	30㎡	31㎡	1.3m	コンクリート床（屋外）
	36㎡	32㎡	1.1m	コンクリート床（屋外）
	63㎡	32㎡	1.5m	コンクリート床（屋外）
	74㎡	45㎡	1.8m	コンクリート床（屋外）
	60㎡	103㎡	2.3m	鉄製コンテナ（屋外）
	114㎡	69㎡	1.4m	鉄製コンテナ（屋外）
紙くず、木くず、繊維くず	81㎡	46㎡	1.4m	鉄製コンテナ（屋外）
ガラスくず・コンクリートくず・陶 磁器くず（廃石膏ボードに限る。）	25㎡	15㎡	1.4m	鉄製コンテナ（屋外）
石綿含有産業廃棄物	18㎡	7.7㎡	1.4m	鉄製コンテナ（屋外）
廃油	2.2㎡	0.60㎡	0.90m	ドラム缶（屋内）

3. 許可の条件
なし



4. 許可の更新又は変更の状況
令和 3 年 5 月 1 4 日 更新許可 優良基準適合 以下余白

5. 積替え許可の有無
無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無
有

許可の状況

(産業廃棄物収集運搬業)

氏名	株式会社ナラタ	許可番号	04115060319
住所	佐賀県唐津市宇木435番地1	電話番号	0955-77-1795
事務所の所在地	同上	電話番号	同上
事業場の所在地	佐賀県佐賀市兵庫町大字西洲1680番2 佐賀県唐津市宇木855番、856番2、857番、859番1、 950番21、950番24、950番25、950番26、950番34 佐賀県杵島郡白石町大字牛屋3734番11	電話番号	0952-30-4434 0955-77-1795 0954-65-9740
許可の内容等			
許可等の種類	年月日	許可番号	許可等の内容
新規許可 変更許可	平成11年 5月14日 平成12年 2月14日	4115060319	収集運搬業（積替え有） 産業廃棄物の種類（廃酸及び廃アルカリ）の追加
変更許可	平成12年 4月27日		積替え保管を行う産業廃棄物の種類（廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず）の追加
変更許可	平成13年 1月 5日		積替え保管を行う産業廃棄物の種類（紙くず及び木くず）の追加
更新許可 変更届	平成16年 5月14日 平成19年 3月 5日		石綿含有産業廃棄物に係る産業廃棄物の種類の記載の変更
変更届 更新許可 変更許可	平成20年10月 2日 平成21年 5月14日 平成21年 6月16日		事業場の追加
変更届	平成22年11月17日		産業廃棄物の種類（鉍さい、ばいじん及び第13号廃棄物）の追加
変更届 変更届	平成23年 1月14日 平成23年10月 5日	04115060319	積替え保管施設の追加及び事業場の所在地の変更 事業場の追加
変更届 変更届 変更届 変更届 変更届	平成24年 4月 5日 平成24年 5月22日 平成24年11月 1日 平成25年 3月 5日 平成25年12月16日		積替え保管施設の面積、保管上限及び高さの変更 車両の変更（1台追加） 車両の変更（1台追加） 代表者及び車両の変更（2台廃止） 車両の変更（1台廃止） 船舶（1艘廃止）及び車両の変更（2台追加）
変更届 更新許可 変更届 変更届	平成26年 5月 9日 平成26年 5月14日 平成26年 9月30日 平成26年11月 7日		事業場の廃止 優良基準適合 車両の変更（1台追加） 車両の変更（1台追加）並びに積替え保管を行う産業廃棄物の種類（汚泥、廃酸、廃アルカリ、繊維くず及びゴムくず）の追加及び積替え保管施設の面積、保管上限及び高さの変更
変更届 変更届 変更届	平成26年12月10日 平成27年 4月23日 平成27年 4月24日		車両の変更（1台追加） 車両の変更（2台追加） 積替え保管を行う産業廃棄物の面積、保管上限及び高さの変更
変更届 変更届 変更届	平成28年 1月 4日 平成28年 5月11日 平成28年 7月22日		車両の変更（1台追加） 車両の変更（1台追加） 積替え保管を行う産業廃棄物の面積、保管上限及び高さ並びに車両の変更（1台廃止・1台追加）

(裏面へ)

許可等の種類	年 月 日	許 可 番 号	許 可 等 の 内 容
変更届	平成29年 7月 5日		車両の変更(2台追加)
変更届	平成29年 9月 1日		車両の変更(1台追加)
変更届	平成29年10月 4日		水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有 ばいじん等に係る産業廃棄物の種類及 び積替え・保管を行う産業廃棄物の種 類の記載の変更
変更届	平成31年 4月25日		車両の変更(2台追加)
変更届	令和 元年 7月26日		代表者の変更
変更届	令和 2年 6月26日		車両の変更(4台廃止・1台追加)
変更届	令和 2年 8月 3日		車両の変更(1台追加)

禁複写

事業の用に供する施設

運 佐 賀 100さ6607, 佐 賀 100さ6625, 佐 賀 100は2485, 佐 賀 100さ9582,
搬 佐 賀 100さ9604, 佐 賀 100は3332, 佐 賀 100す1568, 佐 賀 400そ7925,
車 佐 賀 480け9075, 佐 賀 100は3832, 佐 賀 100は3833, 佐 賀 100す3999,
佐 賀 100は3996, 佐 賀 100は4025, 佐 賀 100す5028, 佐 賀 100す5029,
船 佐 賀 100す5135, 佐 賀 100す6208, 佐 賀 400た5933, 佐 賀 100す7121,
佐 賀 100す7185 以上21台

※ この許可について不服がある場合は、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対し審査請求をすることができます。

※ 更新をする場合は、「許可の有効年月日」までに、許可申請を循環型社会推進課で行ってください。

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 佐賀県唐津市宇木435番地1

氏 名 株式会社ナラタ
代表取締役 羽根 信夫優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日

令和 3年（2021年） 5月14日

許可の有効年月日

令和10年（2028年） 5月13日

1. 事業の範囲

収集運搬業（積替え・保管行為を含まない）

特別管理産業廃棄物の種類

燃 え 殻 （カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

汚 泥 （水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃 油 （揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

廃 酸 （水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

廃アルカリ （水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

ばいじん （水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃石綿等

以下余白

禁複写

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

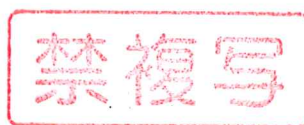
（裏面に続く）

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
令和 3 年 5 月 1 4 日 更新許可 優良基準適合 以下余白

5. 積替え許可の有無
無

6. 規則第 1 0 条の 1 2 第 2 項の規定による許可証の提出の有無
有



許可番号 04000060319

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 佐賀県唐津市宇木435番地1

氏名 株式会社ナラタ
代表取締役 羽根 信夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎

許可の年月日 令和 元年 8 月 11 日

許可の有効年月日 令和 6 年 8 月 10 日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。）

積替え、保管を含まない。

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破砕物を含む。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじん、政令第2条第13号廃棄物（汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず等、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を含む。）（汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鋳さい、ばいじんについては、水銀含有ばいじん等を含む。） 以上17品目 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

裏面のとおり。

以下余白

5. 積替え許可の有無 有 ・ ☒ 無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名 許可番号

以下余白

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ ☒ 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の北筑後保健福祉環境事務所で行ってください。

(裏面)

4. 許可の更新又は変更の状況

平成16年 8月11日 更新許可

平成21年 8月11日 更新許可

平成26年 8月11日 更新許可

令和 元年 7月22日 変更届出により取扱品目（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等）
の明記

令和 元年 8月11日 更新許可

以下余白

禁複写

許可番号 04050060319

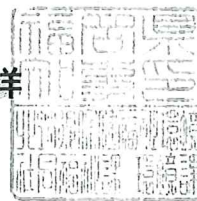
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 佐賀県唐津市宇木435番地1

氏 名 株式会社ナラタ
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 羽根 信夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 小 川 洋



許可の年月日 令和 元 年 8 月 11 日

許可の有効年月日 令和 6 年 8 月 10 日

1. 事業の範囲(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。)
裏面のとおり2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業
廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成15年 2月 4日	変更許可により取扱品目（廃油、廃酸、廃アルカリ）の追加
平成16年 8月11日	更新許可
平成21年 8月11日	更新許可
平成23年 9月 1日	変更許可により取扱品目（燃え殻、汚泥、ばいじん）の追加
平成26年 8月11日	更新許可
令和 元年 8月11日	更新許可

以下余白5. 積替え許可の有無 有 ・ 無
(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)
市名 許可番号
以下余白

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※ 更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の北筑後保健福祉環境事務所で行ってください。

1. 事業の範囲

積替え、保管を含まない

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

廃石綿等

ばいじん（水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

燃え殻（カドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

汚泥（水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上7品目 以下余白

禁複写

産業廃棄物収集運搬業許可証

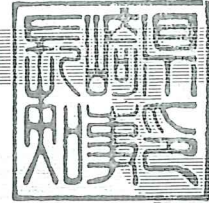
住所 佐賀県唐津市宇木435番地1

氏名 株式会社ナラタ 代表取締役 羽根 信夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事

中村 法道



許可の年月日

令和 元年 7月13日

許可の有効年月日

令和 6年 7月12日

1. 事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、
がれき類、ばいじん

（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）

（これらのうち自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上16種類（積替え・保管行為を含まない。）

禁複写

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う
産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成11年 7月13日 新規許可

平成16年 7月13日 更新許可

平成21年 7月13日 更新許可

平成26年 7月13日 更新許可

令和 元年 7月13日 更新許可

令和 元年 7月29日 変更届出（代表者の変更）

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

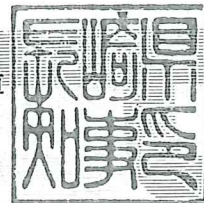
住 所 佐賀県唐津市宇木435番地1

氏 名 株式会社ナラタ 代表取締役 羽根 信夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事

中村 法道



許可の年月日

令和 元年 7月13日

許可の有効年月日

令和 6年 7月12日

1. 事業の範囲

廃油

(揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)

廃酸

(pH2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)

禁複写

廃アルカリ

(pH12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)

廃石棉等

ばいじん

(特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

燃え殻

(特定有害産業廃棄物のうちカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

汚泥

(特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

以上7種類（積替え・保管行為を含まない。)

(裏面へつづく)

(裏面)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成11年	7月13日	新規許可	
平成16年	7月13日	更新許可	
平成21年	7月13日	更新許可	
平成23年	8月23日	変更許可	
平成26年	7月13日	更新許可	
令和元年	7月13日	更新許可	
令和元年	7月29日	変更届出	(代表者の変更)

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

禁複写

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 佐賀県唐津市宇木435番地1

氏 名 株式会社ナラタ
代表取締役 羽根 信夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲島 郁夫

許可の年月日 平成 29 年 5 月 8 日
(2017 年)
許可の有効年月日 令和 4 年 5 月 7 日
(2022 年)

1. 事業の範囲

取り扱う産業廃棄物の種類	(積替え及び保管行為を含まない)		
	石綿含有 産業廃棄物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等
紙くず	○	—	—
木くず	○	—	—
繊維くず	○	—	—
動植物性残さ	—	—	—
ゴムくず	—	—	—
金属くず	—	○	—
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	○	○	—
鉱さい	—	—	○
がれき類	○	—	—
ばいじん	—	—	○
燃え殻	—	—	○
汚泥	—	○	○
廃油	—	○	—
廃酸	—	○	○
廃アルカリ	—	○	○
廃プラスチック類	○	○	—
政令第2条第13条に規定する廃棄物	—	—	—

上記のうち、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の欄に「○」印があるものについては取扱いを含み、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 「無」

3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
(2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

禁複写

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成19年（2007年）5月8日付けで新規許可
(2) 平成24年（2012年）5月10日付けで更新許可
(3) 平成24年（2012年）11月8日付けの変更届出により代表者変更（旧代表者：檜田 正利）

(裏面に続く)

(裏面)

(4) 平成29年(2017年)3月31日付けで更新許可

(5) 令和元年(2019年)7月26日付けの変更届出により代表者変更(旧代表者: 檜田 将悟)

5. 積替え許可の有無 「無」

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 「有」

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

禁複写

許可番号 第04355060319号

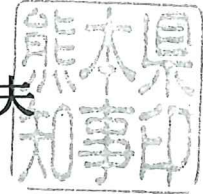
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 佐賀県唐津市宇木435番地1

氏 名 株式会社ナラタ
代表取締役 羽根 信夫

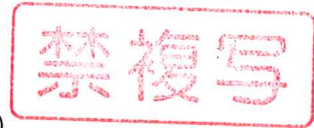
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲島 郁夫

許可の年月日 令和2年11月25日
(2020年)許可の有効年月日 令和7年11月13日
(2025年)

1. 事業の範囲

事業区分	収 集 運 搬 業
	(積替及び保管行為を含まない)
取り扱う 特別管理 産業廃棄 物の種類	ばいじん（特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については裏面参照。）
	燃え殻（特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については裏面参照。）
	汚泥（特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については裏面参照。）
	廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
	廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）
	廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）
	廃石綿等 以下余白



2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 「無」

3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

(裏面に続く)

(裏面)

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成17年(2005年)11月14日付けで新規許可
- (2) 平成22年(2010年)11月24日付けで更新許可
- (3) 平成24年(2012年)11月8日付けの変更届出により代表者変更(旧代表者: 檜田 正利)
- (4) 平成27年(2015年)11月13日付けで更新許可
- (5) 令和元年(2019年)7月26日付けの変更届出により代表者変更(旧代表者: 檜田 将悟)
- (6) 令和2年(2020年)11月25日付けで更新許可

5. 積替え許可の有無 「無」

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 「有」

備考

市町が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

(別紙)

特定有害産業廃棄物の種類

有害物質	ばいじん	燃え殻	汚泥
アルキル水銀化合物	○	／	○
水銀又はその化合物	○	／	○
カドミウム又はその化合物	○	○	○
鉛又はその化合物	○	○	○
有機燐化合物	／	／	／
六価クロム化合物	○	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○
シアン化合物	／	／	／
トリクロロエチレン	／	／	／
テトラクロロエチレン	／	／	／
ジクロロメタン	／	／	／
四塩化炭素	／	／	／
1, 2-ジクロロエタン	／	／	／
1, 1-ジクロロエチレン	／	／	／
シス-1, 2-ジクロロエチレン	／	／	／
1, 1, 1-トリクロロエタン	／	／	／
1, 1, 2-トリクロロエタン	／	／	／
1, 3-ジクロロプロペン	／	／	／
チウラム	／	／	／
シマジン	／	／	／
チオベンカルブ	／	／	／
ベンゼン	／	／	／
セレン又はその化合物	○	○	○
1, 4-ジオキサン	／	／	／
ダイオキシン類	○	○	○

禁複写

※ 表中の「○」は取り扱うことができるものを示す。

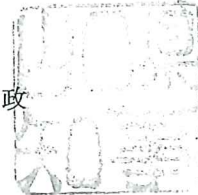
許可番号 第03500060319号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 佐賀県唐津市宇木435番地1
氏 名 株式会社ナラタ
代表取締役 羽根 信夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村 岡 嗣 政



許 可 の 年 月 日

平成 30 年 11 月 15 日

許 可 の 有 効 年 月 日

令和 5 年 11 月 14 日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、鉱さい、がれき類、ばいじん、13号廃棄物
(これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
以上17種類

(2) 事業の区分

積替え又は保管を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

禁複写

4. 許可の更新又は変更の状況

平成30年11月15日 更新許可

令和 元年 7月26日 変更届(変更事項:代表者(変更前:檜田将悟))

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

有

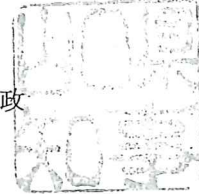
許可番号 第03550060319号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 佐賀県唐津市宇木435番地1
氏 名 株式会社ナラタ
代表取締役 羽根 信夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村 岡 嗣 政



許 可 の 年 月 日

平成 30 年 11 月 15 日

許 可 の 有 効 年 月 日

令和 5 年 11 月 14 日

1. 事業の範囲

(1) 特別管理産業廃棄物の種類
裏面のとおり

(2) 事業の区分

積替え又は保管を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件



4. 許可の更新又は変更の状況

平成30年11月15日 更新許可

令和 元年 7月26日 変更届 (変更事項: 代表者 (変更前: 檜田将悟))

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有

特別管理産業廃棄物の種類

燃え殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又は、ダイキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又は、ダイキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)

廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)

廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)

ばいじん (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又は、ダイキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃石綿等

以上7種類

禁複写